土砂災害危険箇所などの再確認をお願いします

問 危機管理室

8月に広島県で起きた土砂災害による甚大な被害を踏まえて、地域の土砂災害危険箇所や、避難場所の再確認をお願いします。

また、土砂災害危険箇所付近に住んでいる人は、豪雨や、土砂災害の兆候などにじゅうぶん警戒して、市が発令する避難情報などの各種防災情報の収集と早めの避難を心がけてください。

確認方法

※各マップやマニュアルは、市ホームページからも確認できます。

▼土砂災害ハザードマップ

土砂災害警戒区域、特別警戒区域および避難場所の位置について記載しています。地域ごとに作成していますので、区域指定範囲の詳細を確認できます。マップは、該当地域の世帯に配布しています。

▼彦根市水害ハザードマップ（統合版）

▼地先の安全度マップ（彦根市版）

土砂災害ハザードマップに記載の情報に加え、土砂災害危険箇所についても記載しています。また、情報の収集方法や避難行動などについても併せて記載しています。マップは、3月に全戸配布しています。

▼彦根市民防災マニュアル

情報の収集方法や避難行動などに加え、土砂災害の種類や平常時の準備などについても記載しています。マニュアルは、全戸配布しています。

問い合わせ先 ☎30-6150番、FAX23-1777番 危機管理室

彦根市経済活性化対策 住宅改修等促進事業 申込期限は11月10日㈪午後5時15分必着です

問 商工課

この事業は、市民の皆さんが市内に本社がある法人または市内に住所がある個人の施工業者を利用して、自宅の改修などを行う場合に、その経費の一部を助成する制度です。

平成26年度の**第2回事前申し込みの受付期限は11月10日㈪午後5時15分**です。助成制度の利用を希望する人は、早急に事前申し込みをしてください。

助成金額、助成の対象となる条件、申込方法など制度の詳細は、広報ひこね10月1日号または本事業の手引きをご覧ください。手引きは、彦根市ホームページに掲載しているほか、㊐商工課、支所、各出張所にあります。

問い合わせ先 ㊐商工課☎30-6119番、FAX24-9676番

11月17日㈪～同28日㈮ 搬入できません 粗大ごみ

問 清掃センター

㊐清掃センターでは、粗大ごみ処理場の補修工事を行います。工事期間中は、事業活動に伴って発生した粗大ごみと一般家庭からの多量の粗大ごみは搬入できません。

なお、一般家庭からの少量の粗大ごみと有料戸別収集は受け付けますが、できるだけ粗大ごみの搬入は控えてくださいますようご協力をお願いします。

問い合わせ先

粗大ごみの搬入について ㊐清掃センター施設係☎24-3879番、FAX24-2850番

有料戸別収集について 同管理係☎22-2734番、FAX24-7787番

「家屋の取り壊し」「用途変更」「未登記家屋の所有者変更」は年内に届出を

問 税務課

固定資産税の課税の基準となる日（賦課期日）は毎年1月1日です。固定資産税は、賦課期日に資産を持っている人に課税されます。

適正な課税のため、次のいずれかに該当する場合は、年内に届出をしてください。

①家屋を取り壊したとき

②家屋の用途を変更したとき（例 店舗から住宅への変更）

③未登記家屋の所有者を変更したとき（例 未登記家屋の相続や売買）

届出書は、㊐税務課窓口にあります。彦根市ホームページからダウンロードすることもできます。

問い合わせ先 ㊐税務課資産税係☎30-6138番、FAX22-1398番

建物の新築・増築 固定資産税の家屋調査にご協力を

問 税務課

住宅、倉庫、事務所、店舗など、建物を新築・増築すると、固定資産税（市街化区域内では固定資産税と都市計画税）が新たに課税されます。

この固定資産税の税額を計算するために、市税務課の職員が建物の調査に伺います。建物の外観とともに各部屋を拝見しますので、必ず建築主か家族のどなたかの立ち会いをお願いします。

調査時間は、30分～1時間程度です。調査の際に、建物の平面図・立面図などの図面や、仕様・設計書、建築確認申請書などをご用意いただくと、より短時間で正確な調査ができます。

留守がちなお宅は、事前に都合のよい日をお知らせください。調査日時を調整いたします。

問い合わせ先 ㊐税務課資産税係☎30-6138番、FAX22-1398番

11月12日㈬～同25日㈫ 「女性に対する暴力をなくす運動」期間

問 人権政策課 **問** 子ども青少年課

配偶者からの暴力であるDV（ドメスティック・バイオレンス）や、性犯罪、売買春、セクシュアル・ハラスメント、ストーカー行為は女性の人権を著しく侵害する行為です。そして近年では中・高生や若いカップルの間で起こる暴力（デートDV）などの被害も問題になっています。

内閣府の調査（平成23年）によると、結婚したことのある女性のうち、4人に1人が配偶者から「身体に対する暴力」「精神的な嫌がらせや恐怖を感じるような脅迫」「性的な行為の強要」のいずれかを一度でも受けたことがあると回答しています。さらに10人に1人は「何度もあった」と答えています。

暴力は、いかなる理由があっても許されるものではありません。つらい思いをしていたら、悩まないでご相談ください。

●配偶者暴力相談支援センター

▼中央子ども家庭相談センター ☎077-564-7867

▼彦根子ども家庭相談センター ☎24-3741

▼㊎男女共同参画センター ☎0748-37-8739

●DV相談ナビ（お近くの相談窓口を案内します）☎0570-0-55210

このような行為は暴力です

▼身体的な暴力

殴る・蹴る・物を投げつける・髪を引っ張る

▼精神的な暴力

大声で怒鳴る・無視をする・人の前で馬鹿にする・生活費を渡さない

▼性的な暴力

見たくないのにポルノビデオやポルノ雑誌を見せる・嫌がっているのに性行為を強要する・中絶を強要する・避妊に協力しない

▲女性に対する暴力根絶のためのシンボルマーク

この運動を啓発するため、彦根城の特別ライトアップを実施します（2㌻をご覧ください）

問い合わせ先 ㊐人権政策課☎30-6113番、FAX24-8577番 ㊐子ども青少年課☎26-0994番、FAX26-1768番

JR河瀬駅の電気設備点検 エレベーター、エスカレーターの一時停止

問 交通対策課

JR河瀬駅自由通路の電気設備点検のため、エレベーター、エスカレーター、通路、トイレの照明などを1時間ほど停止、消灯します。

日時 11月18日㈫ 午前9時50分～同10時50分（終了時間は前後します）

点検が終わり次第、復旧します。

問い合わせ先 ㊐交通対策課☎30-6134番、FAX24-5211番

複十字シール運動にご協力ください

結核予防事業を推進するため、「複十字シール運動」が全国的に展開されています。

結核まん延国に対する国際協力を行うとともに、結核・肺がん・COPD（慢性閉塞性肺疾患）を含む胸部に関する疾患をなくし、健康で明るい社会の実現のため、複十字シールによる募金活動が行われています。ご理解とご協力をお願いします。

募金額 複十字シール・封筒組合せ1組 200円（封筒3枚・シール6枚入り）

申込期間 11月1日㈯～12月26日㈬

申込方法 申込場所の窓口で募金と引き換えに「複十字シール・封筒」をお渡しします。

申込場所 ㊐健康推進課（八坂町・くすのきセンター2階）、㊐保険年金課（市役所1階）、㊐まちづくり推進室（市役所1階）、㊐社会福祉課（平田町・福祉センター2階）、支所・各出張所、各地区公民館、各老人福祉センター、ひこね燦ぱれす（小泉町）、ひこね市文化プラザ（野瀬町）、みずほ文化センター（田原町）、㊐子どもセンター（日夏町）、㊐市民体育センター（松原町）、ふれあいの館（八坂町）

受付時間 各施設の開館・開所時間内

問い合わせ先 ㊐健康推進課☎24-0816、FAX24-5870